別記様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

労働組合名（代表者名）　　印

中央労働委員会の労働者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

北海道区域の労働者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　　職	略歴	備　考

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都千代田区内神田二丁目16番８号**西つがる風力発電株式会社**の青森県西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢33番地11西つがる風力発電株式会社深浦風力発電所及び同所つがる市木造出来島雉子森大沼176番地３西つがる風力発電株式会社木造風力発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年２月 22 日

青森地方法務局五所川原支局

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の群馬県高崎市西横手町111番地ルネサスエレクトロニクス株式会社高崎工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年２月 22 日

前橋地方法務局高崎支局

東京都千代田区大手町２丁目２番１号**新電元工業株式会社**の工場財団に飯能市南町137番地新電元工業株式会社飯能工場、深谷市本郷342番地１新電元工業株式会社岡部工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年２月 22 日

さいたま地方法務局飯能出張所

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の工場財団に東京都小平市上水本町五丁目20番１号ルネサスエレクトロニクス株式会社武蔵工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年２月 22 日　東京法務局田無出張所

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の工場財団に山梨県甲斐市西八幡4617番地ルネサスエレクトロニクス株式会社甲府工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年２月 22 日　　甲府地方法務局

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の工場財団に愛媛県西条市ひうち８番地６ルネサスエレクトロニクス株式会社西条工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年２月 22 日

松山地方法務局西条支局

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の工場財団の高知県香南市香我美町徳王子123番地ルネサスエレクトロニクス株式会社高知工場についての工作物を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年２月 22 日

高知地方法務局香美支局

熊本市南区八幡一丁目１番１号**ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社**の工場財団に大分県中津市伊藤田4200番地ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社大分工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年２月 22 日

大分地方法務局中津支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 22 日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成25年１月31日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　志田建設株式会社　志田　　崇　青森県青森市佃２―19―７　国土交通大臣（特―24）第24511号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年１月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第５７１号

東京都中央区八丁堀３丁目５番７号

申立人　テアトル債権回収株式会社

本籍岐阜県美濃加茂市太田町1897番地10、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岐阜県美濃加茂市、死亡年月日平成24年７月17日、出生の場所岐阜県美濃加茂市、出生年月日昭和38年２月25日、職業不詳

被相続人　亡　野口　武久

事務所岐阜県美濃加茂市太田町41　ワタケン・ビル２階　みのかも法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐久間良直

岐阜家庭裁判所御嵩支部

平成２５年（家）第３３号

浜松市北区都田町7555番地の47

申立人　社会福祉法人長啓会

本籍静岡県袋井市松原1223番地、最後の住所浜松市西区篠原町18345番地の28　養護老人ホーム篠原ケアホーム、死亡の場所浜松市北区、死亡年月日平成24年９月19日、出生の場所静岡県磐田郡東浅羽村、出生年月日昭和10年４月７日、職業無職

被相続人　亡　原田多計志

浜松市中区鴨江３丁目48番21号、事務所浜松市中区佐鳴台４丁目９番11号　外山ビル２Ａ

相続財産管理人　村松　敦之

静岡家庭裁判所浜松支部

平成２４年（家）第９０１１号

東京都中野区中野５丁目24番19―602号

申立人　小松キクエ

本籍東京都墨田区両国２丁目15番地、最後の住所秋田県北秋田市木戸石字才ノ神沢35番地35、死亡の場所秋田県北秋田市、死亡年月日平成24年９月20日、出生の場所東京府東京市本所区、出生年月日昭和７年３月27日、職業無職

被相続人　亡　服部たか子

秋田県大館市字部垂町24番地４

相続財産管理人　弁護士　伊藤治兵衛

秋田家庭裁判所大館支部

平成２５年（家）第２２号

東京都中野区本町２丁目46番１号

申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍千葉県富津市二間塚1957番地、最後の住所千葉県富津市青木４丁目７番地９、死亡の場所千葉県木更津市、死亡年月日平成24年６月30日、出生の場所千葉県君津郡富津町、出生年月日昭和42年２月３日、職業不明

被相続人　亡　平野　正和

事務所千葉市中央区中央４―13―13　なのはなビル２階　なのはな法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中山　雅雄

千葉家庭裁判所木更津支部